

介護サービス情報公表制度 (参考資料)

2. 情報公表システムのホームページ全体像

事業所検索のポイント 検索方法

以下の方法から事業所を検索できます。



地図から、お住まいの市区町村を選択することにより事業所を検索できます。



利用目的又は具体的な介護サービスの種類から事業所を検索できます。



お住まいの住所を入力することで、近隣の介護サービス事業所を検索できます。



サービスの提供時間、サービス提供の地域、空き情報等具体的な条件や自由なキーワードにより事業所を詳しく検索できます。

簡易検索バー(住所、キーワード、目的)により、簡単に検索する事が可能。
ある程度使い慣れた方、自由に検索したい方を想定

地図からの検索

県外の隣接する市町村と一緒に検索することが可能。

例えば、東京都23区東部に隣接する県外の市町村(埼玉県三郷市、千葉県松戸市など)も検索可能



サービスからの検索

サービスに詳しくない方であっても検索できるよう、「訪問」「通い」「宿泊」「生活」などの「利用目的別」に整理し、見やすいよう色も分類。また、サービス名の横に、解説機能を配置しすぐに調べられる。

介護の相談・ケアプラン作成

居宅介護支援(3394)

解説

すぐに解説が見られる

自宅に訪問

訪問介護(2979) **予防**

解説

訪問入浴(166) **予防**

解説

訪問看護(941) **予防**

解説

訪問リハビリ(218) **予防**

解説

夜間対応型訪問介護(36)

解説

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(74)

解説

施設に通う

通所介護(3315) **予防**

解説

通所リハビリ(323) **予防**

解説

地域密着型通所介護(74)

解説

療養通所介護(4)

解説

認知症対応型通所介護(430) **予防**

解説

訪問・通い・宿泊を組み合わせる

小規模多機能型居宅介護(172) **予防**

解説

複合型サービス
(看護小規模多機能型居宅介護)(17)

解説

短期間の宿泊

短期入所生活介護(547) **予防**

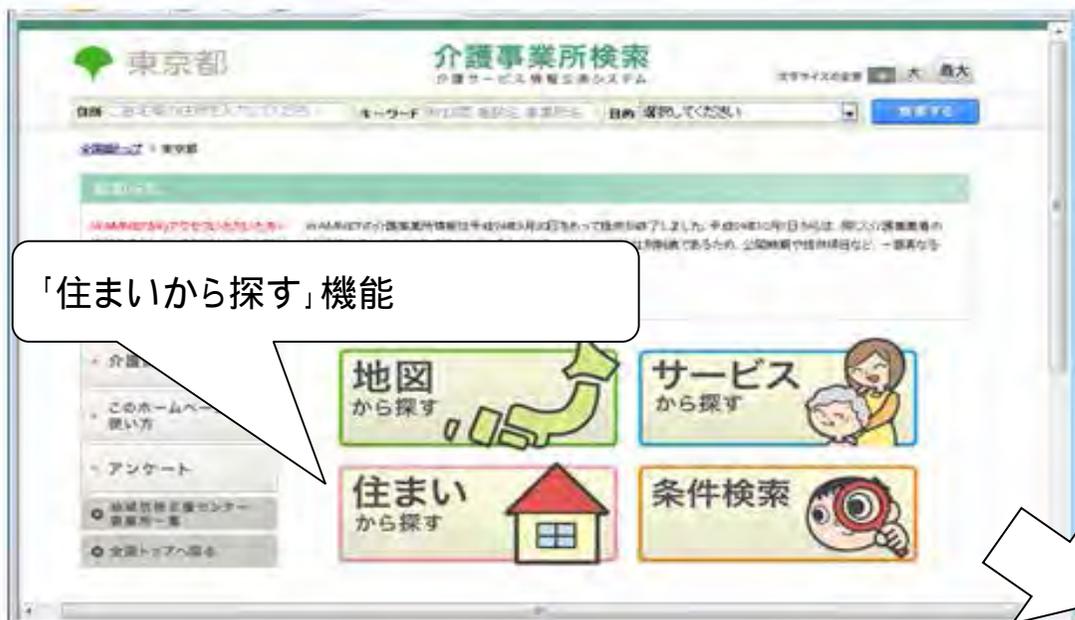
解説

短期入所療養介護(193) **予防**

解説

住所からの検索

自宅等を中心に周辺の事業所が検索できる。



入力した住所を中心に半径 km以内の事業所が検索可能
半径は1、3、5、10、20、30、40、50kmが選択可能



検索結果



条件検索

ある程度、介護保険制度やサービスに詳しい方が
キーワードやその他の情報を組合せ、詳細に検索することが可能。
なお、それぞれのサービスの特色を踏まえた検索項目を設定。

地区から探す

サービスから探す

住まいから探す

条件検索

サービスの種類	(サービスを選択して下さい。) <input type="button" value="▼"/> サービスを複数選択する
事業所の所在地	(市区町村を選択して下さい。) <input type="button" value="▼"/> 市区町村を複数選択する 地図から選択する
事業所の名称	<input type="text"/> 例:) 介護サービス事業所... <input checked="" type="radio"/> いずれかのキーワードを含む <input type="radio"/> すべてのキーワードを含む
事業所番号	<input type="text"/> 例:) 102030405...
法人種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協以外) <input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協) <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社団・財団 <input type="checkbox"/> 営利法人 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 生協 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 地方公共団体(都道府県) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(市町村) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) <input type="checkbox"/> その他
キーワードで検索	<input type="text"/> 例:) 夜間 診療 介護 新宿区...

事業所検索のポイント 検索結果一覧

検索を行うと、検索結果一覧が表示されます。



検索された事業所の場所が、地図に表示されます。

様々な項目での並び替えが可能(住まいからの距離、公表日、開始年月日、空き状況、利用者数 等)

検索された事業所一覧の中から、閲覧したい「事業所情報」のページに移動することができます。

第三者による外部の調査が入っている事業所にはアイコンが表示されます。



「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を事業所自ら希望して受けている。



「公表情報の確認調査」を事業所自ら希望して受けている。



「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を受けている。



「公表情報の確認調査」を受けている。



「サービスの質の評価」を受けている。

事業所検索のポイント 事業所情報

事業所情報では、「事業所の概要」と「事業所の特色」を見ることができます。

もっと事業所のことが詳しく知りたい場合は、「事業所の詳細」、「運営状況」、「その他情報(都道府県単位で独自に設定した情報)」も閲覧することができます。

事業所の概要



事業所の概要では、

- 所在地
- 運営方針
- サービス提供地域
- 営業時間、定休日
- サービスの特色
- 利用者の状況
- 従業員の状況

などがまとめて閲覧できます。

事業所の特色



事業所の特色では、

事業所の写真、動画
定員に対する空き数
サービスの特色
利用者の特色
職員の特色
併設サービス

など、事業所のアピールポイントがまとめて閲覧できます。

投稿は事業所の任意で随時更新が可能です。

事業所の詳細



事業所の詳細では、

法人情報
所在地等
従業者
サービス内容
営業時間、定休日
利用料等

などのさらに詳しい内容を閲覧することができます。
「所在地等」の情報が最初に表示されます。



運営状況では、

事業所運営にかかる各種取組状況、組織の管理、マニュアル等の整備状況が閲覧できます。

レーダーチャートにより全体の状況が一目で把握できます。

- 利用者の権利擁護
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理
- 安全・衛生管理等
- 従業員の研修等

レーダーチャートの表示について

運営状況の各分野別に、「あり」となっている項目数の割合を数値化したものです。

$$\text{レーダーチャートの数値} = \frac{\text{「あり」の項目数} \times 5}{\text{項目の総数(「該当なし」を除く)}} \quad (\text{値を四捨五入})$$

事業所検索のポイント 比較

最大30件の事業所まで、公表内容を比較することができます。

基本的な情報で比較、 全体概要で比較、 特色で比較、 運営状況で比較ができます。

基本的な情報で比較

基本的な情報で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 運営状況で比較

全2件中 1～2件を表示

この比較結果を印刷する 別の基本項目の色をつける

事業所の基本的情報

事業所名	事業所番号	公表日	事業の開始(予定)年月日	運営方針

表示順 1～2

基本的な情報で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

比較のポイントとなる項目については、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理された『消費者のための介護サービス情報ガイド』(平成24年3月(社)シルバーサービス振興会介護サービス情報公表支援センター)を参考としています。

全体概要で比較

全体概要で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 運営状況で比較

全2件中 1～2件を表示

この比較結果を印刷する 別の基本項目の色をつける

所在地・連絡先

事業所名	介護サービスの種類	住所	連絡先	記入日	介護サービスの掲載

全体概要で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

特色で比較

特色で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 **特色で比較** 運営状況で比較

全24件中、1～2件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

※本表は4項目以上比較した時のみ表示。0項目の場合は、文字が詰まってしまう場合があります。

事業名	特徴	比較
女性の割合	女性	
	男性	
	年代	
	年代	

特色で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

運営状況で比較

運営状況で比較

基本的な情報で比較 全体概要で比較 特色で比較 **運営状況で比較**

全24件中、1～2件を表示

この比較表を印刷する 違いのある項目に色をつける

※本表は4項目以上比較した時のみ表示。0項目の場合は、文字が詰まってしまう場合があります。

● 運営状況のレーダーチャート比較 (レーダーチャートを見る)

事業名	特徴	比較
サービスの質の向上への取組		

運営状況で比較ができます。

また、違いのある項目に色をつけて表示することも可能です。

ヘルプ機能の充実

介護保険制度を全く知らない方でも、システムが使えるよう、
操作説明だけでなく、介護保険制度のいろはの「い」から丁寧に解説。
事業所を探す際に必要な情報は概ね網羅。ヘルプ機能が充実しています。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定

← 前のページに戻る 全国版トップ > 介護保険の解説

- 最初にお読みください
- 公表されている介護サービスについて
- 公表されている生活関連情報について
- 介護保険の解説
- 関連情報
- アンケート

介護保険の解説

- 介護保険とは
- 介護サービス利用までの流れ
- 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用の流れ
- サービスにかかる利用料
- 介護サービス情報公表制度とは
- 用語の解説
- 地域包括ケアシステムとは

(例) サービス利用までの流れをイラスト入りで丁寧に説明

● サービス利用までの流れ
サービス利用までの流れをご確認いただけます。

① 要介護認定の申請

介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医の見学

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医見学者は市区町村が生活区に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

※申請者の意見書作成時の自己負担はありません。

アンケートの常設

システム見直し後も、世の中のニーズや、社会の変化に継続的に対応していくため、アンケート調査を常設。

様々な意見を、定期的にシステムに反映していくことができる仕組み。

アンケート



アンケートへのご協力をお願いいたします。

ご協力いただいた回答については、本ホームページの利用傾向の把握等に活用させていただきます。

「※」は必須項目です。

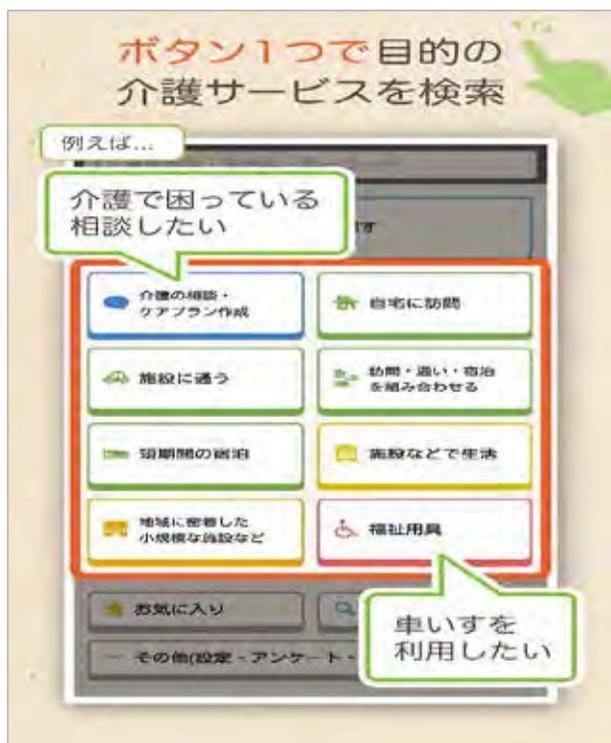
あなたの立場 ※	<input type="radio"/> 1. 一般(介護サービスの利用者やそのご家族等) <input type="radio"/> 2. 介護事業所 <input type="radio"/> 3. ケアマネジャー <input type="radio"/> 4. 地域包括支援センター <input type="radio"/> 5. 行政機関 <input type="radio"/> 6. その他
あなたの年齢 ※	<input type="radio"/> 1. 20歳未満 <input type="radio"/> 2. 20歳代 <input type="radio"/> 3. 30歳代 <input type="radio"/> 4. 40歳代 <input type="radio"/> 5. 50歳代 <input type="radio"/> 6. 60歳代以上
あなたの性別 ※	<input type="radio"/> 1. 男 <input type="radio"/> 2. 女
介護保険制度の内容について ※	<input type="radio"/> 1. 詳しく知っている <input type="radio"/> 2. あまり詳しくは知らない <input type="radio"/> 3. 全く知らない
介護サービス情報公表制度の内容について ※	<input type="radio"/> 1. 詳しく知っている <input type="radio"/> 2. あまり詳しくは知らない <input type="radio"/> 3. 知らなかった
本ホームページ「介護事業所・生活関連情報検索」を知った経緯 ※	<input type="radio"/> 1. 行政機関や地域包括支援センター <input type="radio"/> 2. ケアマネジャー <input type="radio"/> 3. ご親類・ご友人・近隣住民等 <input type="radio"/> 4. パンフレット・新聞等 <input type="radio"/> 5. 病院・公民館等の公共施設 <input type="radio"/> 6. その他

近年、スマートフォンからの情報収集を行う者の増加を踏まえ、全国の介護サービス事業所の情報が、スマートフォンで簡易に閲覧出来るよう、専用のアプリケーションを開発。

操作性の向上

GPS機能による「現在地」からの検索

PC版の情報をコンパクトに提供



タッチパネルの特性を最大限活用



目的地までの道順も検索できるようになる



その場で電話もかけられる!

『消費者のための介護サービス情報ガイド』(抜粋)

(平成24年3月一般社団法人シルバーサービス振興会)

厚生労働省HPからダウンロード可能
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護サービス情報の公表制度

事業所を選択する目安となるポイント

1. どのような事業所・施設がサービスを提供しているか

事業の開始年月日

介護サービス事業者の参入時期、事業所の開設時期などを確認することで、経験が豊富な事業者かどうかみることができます。

営業時間 / サービスを提供している時間

「事業所の営業時間」で自身の希望に応じた時間、時間帯でサービスが可能かどうか確認します。

「介護サービスを利用できる時間」が設けられている場合は、「事業所の営業時間」と異なっていないかどうか注意して下さい。

居宅介護支援、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションについては、「営業時間外の対応状況」が確認できます。土日に対応できれば利用の幅が広がりますし、緊急時の電話に呼んでくれることがわかれば安心につながります。

法人等が当該都道府県内で実施するサービス

介護サービスを組み合わせて利用したい場合は、複数のサービスを提供しているところを選ぶと便利です。

利用者の人数

利用者数は多いほどよいというわけではありませんが、事業所の実績は利用者数からうかがうことができます。利用者から支持されているかがわかるでしょう。提供実績のうち、利用者の人数については、「記入年月日の前月の請求実績」と併せて、「前年同月の請求実績」も確認します。利用者数の増減をみて、前年より著しく減少している事業所には理由を確認したほうがよいでしょう。

提供実績については、具体的なサービスごとに確認することもできます。事業所の特徴をみることができるよう。

従業者1人当たりの利用者数

専門職1人当たりの利用者数をみることで、利用者1人ひとりに従業者が十分に関わっているかどうかをみることができます(例えば、居宅介護支援の場合、介護支援専門員1人あたりの標準的な給付管理件数は35名とされています。営業エリア等職場環境も勘案することで、無理のない職員配置がされているのかもみることができます)。

2. どのような質の介護を提供しているか

介護サービスの内容等

- ・介護報酬の加算の有無などから、介護サービス事業所が、より高い水準のサービス提供に向けた取組みを行っているかどうか(サービスの質の向上に努力しているか)をみることができます。

総従業員数

- ・総従業員数から、事業所の規模がわかります。

職種別の従業員数

- ・「職種別の従業員数」では、職種別に、介護サービスに従事する従業員の、常勤・非常勤の別及び専従・非専従の別による構成と人数が分かります。
- ・従業員と相性が悪く、その変更を希望することもあります。そうした場合は、人数の多い事業所のほうが対応しやすいでしょう。
- ・事業所・施設における従業員の資格取得状況を見ることができます。「介護サービスの業務に従事した経験年数」と併せてみることで、従業員の状況をより詳しくうかがうことができます。

前年度の退職者数

- ・介護サービス事業所・施設における従業員の定着率をうかがうことができます。

業務に従事した年数

- ・その職種に就いた年数について確認できます。
- ・医療や福祉など、他領域での実務経験があっても介護サービスの業務に従事した経験年数は重要です。

3. いくらでサービスを提供しているか

キャンセル料とその算定方法

利用者都合によるキャンセルなどはトラブルの原因になることも考えられます。キャンセル料の有無及びキャンセル料が発生する場合の条件、介護給付以外のサービスに要する費用を徴収する場合の有無とその料金及び算定根拠などを確認することにより、料金について透明性の高い事業運営を行っているかどうかをみることができます。

介護給付以外のサービスの費用

「介護給付以外のサービスの費用」とは、訪問介護などの通常の事業の実施地域以外で介護サービスを行う場合に要する交通費や、通所介護の食事に要する費用、福祉用具貸与における種目ごとの最低・最高額、介護老人福祉施設などの居住に要する費用、日常生活費などのことをいいます。

「規定料金による」と記入されている場合のように具体的な金額がわからないときは、契約前に確認しましょう。

4. 事業所が消費者(利用者)の意見を把握する取組みをしているか

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組みの状況

・利用者の意見等を把握する取組みが行われているかどうか確認します。なお、その取組みの結果を開示しているのであれば、前に確認することができます。

5. 第三者評価を実施しているか

第三者による評価の実施状況

【第三者による評価を受けているか確認します。なお、その結果を開示しているのであれば、事前に確認することができます。

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)】

リハビリテーション等の実施状況

・入居者のリハビリテーションに対するニーズは高いと考えられます。専門的な資格をもつ従業者の人数などと併せて確認します。

6. その他の確認したいポイント

【有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)、介護老人保健施設、ショートステイ(短期入所療養介護)、介護療養型医療施設】

介護サービスを提供する施設、設備等の状況

・居室(療養室)の状況

居室の状況について、個室化への取組み、多床室の場合でもプライバシー保護への取組みを確認することにより、入居者への尊厳の確保に向けた施設側の姿勢をみることができます。

・建物の構造

建築基準法に規定する耐火・準耐火建築物であるかどうか、その他火災に係る入居者の安全性確保について対策がとられているかどうか確認できます。

【訪問入浴介護、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ(短期入所生活介護)、介護老人保健施設、ショートステイ(短期入所療養介護)、介護療養型医療施設】

協力医療機関(病院)の名称と協力内容

・特に、有料老人ホームや特別養護老人ホームに入居した場合、医療的ケアがどのように確保されているのかは入居者にとって関心が高いと考えられます。協力医療機関(病院)の名称とその協力に関する内容が確認できます。

【有料老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護)】

一時金の償却に関する事項

・入居後90日以内の退居であれば実費分を除き全額返還されることになっています。契約する前に、「償却年月数(一時金が全額償却されて戻らなくなる年月数)」と「解約時の返還の計算式」を確認します。

比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方（訪問介護の例）

訪問介護を担うのは、どのような人か

①訪問介護員数-非常勤職員が多い

A 事業所 (利用者数 55 人) : 常勤 6 人、非常勤 21 人 (常勤換算人数 8.6 人)
B 事業所 (利用者数 94 人) : 常勤 5 人、非常勤 77 人 (常勤換算人数 14.9 人)

②サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用申し込みの受付・調整、介護支援専門員等との調整、利用者の訪問介護計画書作成、利用者の状態変化や介護サービスに関する意向の定期的な把握、訪問介護員に対しては技術指導にあたります。

両事業所とも全員が常勤職員です。A 事業所は 6 人全員が介護福祉士ですが、B 事業所は 5 人中 3 人が介護福祉士で、残り 2 人は訪問介護員 1 級です。

(サービス提供責任者 1 人当たりの利用者数 - 事業所によって 2 倍の差)

A 事業所 : サービス提供責任者 1 人当たり 9.2 人 (55/6 人) の利用者を担当
B 事業所 : サービス提供責任者 1 人当たり 18.8 人 (94/5 人) の利用者を担当

(サービス提供責任者 1 人当たりの非常勤訪問介護員数 - 4 倍強の差)

A 事業所 : サービス提供責任者 1 人当たり 3.5 人 (21/6 人)
B 事業所 : サービス提供責任者 1 人当たり 15.4 人 (77/5 人)

③訪問介護員の退職者数 - ゼロの事業所もある

退職者数は、A、B 事業所ともに常勤職員はゼロ。非常勤職員は A 事業所ゼロに対し、B 事業所は職員数に対する退職者の割合は 32.5% (25/77 人) です。

④訪問介護業務に従事した経験年数 - 5 年以上の経験者の比率を確認

(職員に占める 5 ~ 10 年未満の経験者数の割合)

常勤職員 : A は 100% (6 人全員) ですが、B は 20% (1/5 人) にすぎません。
非常勤職員 : A は 57.1% (12/21 人) であるのに対し、B は 23.4% (18/77 人) です。

⑤訪問介護員の資格

介護福祉士資格保有率 : 常勤職員は A 100%、B 60.0% (3 / 5 人)。
非常勤職員は A 57.1% (12 / 21 人)、B 10.4% (8 / 77 人)。

⑥管理者の資格

事業所ごとに常勤の管理者を置かねばなりません。管理者の責務はサービス提供責任者と同じです。A 事業所は介護福祉士、B 事業所は訪問介護員 1 級です。

	A 訪問介護事業所		B 訪問介護事業所		
事業の開始年月日 (11 頁)	年 月 日		年 月 日		
利用者数 (12 頁)	55 人		94 人		
訪問介護員数 (常勤換算) (①、13 頁)	常勤 6 人 非常勤 21 人 (8.6 人)		常勤 5 人 非常勤 77 人 (14.9 人)		利用者/サービス提供責任者 A : 55 / 6 人 B : 94 / 5 人
サービス提供責任者 (②、13 頁)	介護福祉士 6 人		介護福祉士 3 人 訪問介護員 1 級 2 人		
前年度退職者数 (③、13 頁)	常勤 0 人 非常勤 0 人		常勤 0 人 非常勤 25 人		退職者 A : ゼロ B : 非常勤 25 人
訪問介護業務に従事した経験年数 (④、13 頁)	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
1 年未満	0 人	1 人	0 人	8 人	
1 ~ 3 年未満	0 人	2 人	3 人	16 人	
3 ~ 5 年未満	0 人	6 人	1 人	35 人	常勤・経験年数 5 年以上 A : 100% B : 20.0%
5 ~ 10 年未満	6 人	12 人	1 人	18 人	
訪問介護員資格 (⑤)	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
介護福祉士	6 人	12 人	3 人	8 人	介護福祉士 非常勤 A : 57.1% B : 10.4%
訪問介護員 1 級	0 人	1 人	2 人	0 人	
2 級 (延べ)	1 人	8 人	0 人	69 人	
管理者の資格 (⑥)	介護福祉士		訪問介護員 1 級		
訪問介護を利用できる時間 (11 頁)	平日・土日 9 時 ~ 17 時		平日・土日・休日 6 時 ~ 22 時		
利用者の都合で介護を提供できなかった場合の費用の徴収 (14 頁)	前日 17 時まで : 無料 当日キャンセル : 500 円		前日営業時間まで : 無料 当日キャンセル : 基本料金の 10%		意見把握 A : 実施 B : なし
利用者の意見等を把握する取組み (⑦、14 頁)	あり 開示あり		なし		
第三者評価実施状況 結果の開示 (⑧、15 頁)	あり あり		なし		第三者評価 A : 実施 B : なし

利用可能な時間、キャンセル料、利用者の意見の把握、第三者評価の実施

訪問介護を利用できる時間と、キャンセルする場合の料金を確認しておきましょう。

⑦利用者の意見等を把握する取組み ⑧第三者による評価の実施

- A は利用者の意見等を把握する取組み、結果を開示していますが、B は意見等の把握をしていません。
- 第三者評価を A は受けており結果を開示していますが、B は受けていません。